

第2回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成27年2月12日午前10時00分		閉会	平成27年2月12日午後0時12分			
日程番号	議案番号	案 件			結果		
1	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の懲戒処分について (2) 職員の人事異動について			承認		
2	報告第12号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 枚方市学校規模等適正化審議会からの中間答申について			聴取		
3	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(平成27年度教育費当初予算額について)の意思決定について			承認		
4	議案第25号	議会の議決事項(枚方市附属機関条例の一部改正について)の意思決定について			可決		
5	議案第26号	議会の議決事項(枚方市職員給与条例の一部改正について)の意思決定について			可決		
6	議案第27号	議会の議決事項(枚方市立幼稚園条例の一部改正について)の意思決定について			可決		
7	議案第28号	教職員(管理職)人事について			可決		
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名	
	1番	記虎 敏和			番		
	2番	徳永 博正			番		
	3番	山下 薫子			番		
	4番	吉村 雅昭			番		
	5番	村橋 彰		番			
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	学校規模調整課長	永田 昌宏	
	管理部長	君家 通夫			学校給食課長	前村 卓志	
	学校教育部長	石田 義明			学校規模調整課主幹 併 公共施設部施設整備室課長	山本 浩久	
	社会教育部長	西口 俊通			教職員課長	町田 弘明	
	管理部参事	原田 穂積			児童生徒支援室 課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦	
	学校教育部次長 (参事級)	若田 透			児童生徒支援室 課長(人権・支援担当)	田辺 元美	
	管理部次長	荻野 晋三			学務課長	矢野 千加子	
	管理部次長	益田 正治			教育推進室 教育指導課長	花崎 知行	
	社会教育部次長	松宮 祥久			教育推進室 教育研修課長	喜多 一友	
社会教育部次長	森澤 可幸		社会教育課長	米倉 仁美			

	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳		文化財課長	鈴江 智
	児童生徒支援室長	足立 一彦		スポーツ振興課長	井岡 功一
	教育推進室長 兼 教育文化センター館長	藤田 佳久		中央図書館副館長	岡村 理恵
	教育総務課長	小菅 徹	記録	教育総務課課長代理	本田 一成
				傍聴の人数	0人

○記虎委員長 おはようございます。よろしく申し上げます。

それではよろしく申し上げます。

開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、吉村委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

それでは、日程1、報告第11号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第11号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

ご報告いたしますのは、ページ中程の2. 臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第17号及び第18号でございますが、これらにつきましては教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

臨時代理第17号「職員の懲戒処分」につきましてご説明いたします。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年1月30日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、(1) 被処分者は枚方市立小学校主任及び枚方市立小学校係員でございます。(2) 処分内容は、小学校主任が減給10分の1、6月、小学校係員が減給10分の1、1月でございます。(3) 処分根拠は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定によるものでございます。(4) 処分理由は、被処分者の主任の行為は、枚方市職員服務規則に定める職務上の命令に違反するとともに、不適正な給与諸手当の受給を行ったもので、その結果本市の職員全体に対する市民の信用を失墜させたものでございます。

また、被処分者の係員の行為は、枚方市職員服務規則に定める職務上の命令に違反するもので、その結果本市の職員全体に対する市民の信用を失墜させたものでございます。

(5) 処分の日は、平成27年1月30日でございます。

以上、簡単ではございますが臨時代理第17号の説明とさせていただきます。

次に、議案書の3ページをごらんください。

臨時代理第18号「職員の人事異動」につきましてご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年1月30日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、ページ中程の平成27年2月1日付け人事異動の表のとおり、竹中康行に第三学校給食共同調理場主任を命じたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第18号の説明とさせていただきます。

以上、臨時代理第17号及び第18号につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第11号を採決します。

本件は承認することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、報告第12号「委員会の会議に付した事項の報告について」を議題とします。

なお、日程2、報告第12号「委員会の会議に付した事項の報告について」、日程3、報告第13号「臨時代理事項の報告について」、日程4、議案第25号「議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について」、日程5、議案第26号「議会の議決事項（枚方市職員給与条例の一部改正について）の意思決定について」、及び日程6、議案第27号「議会の議決事項（枚方市立幼稚園条例の一部改正について）の意思決定について」、日程7、議案第28号「教職員（管理職）人事について」の6件につきましては、枚方市情報公開条例第6条第6号または第7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、この件につきましては秘密会といたします。

< 秘密会 >

○記虎委員長 ただいまから、会議を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は、全て議了しました。

これをもって、平成27年第2回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

---

吉 村 雅 昭

---